

監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成24年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年6月13日

福島県監査委員 小桧山 善 繼
福島県監査委員 三 村 博 昭
福島県監査委員 美 馬 武千代
福島県監査委員 尾 形 克 彦

26人第468号
平成26年5月26日

福島県監査委員 小桧山 善 繼
福島県監査委員 三 村 博 昭
福島県監査委員 美 馬 武千代
福島県監査委員 尾 形 克 彦
様

福島県知事印

平成24年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）
このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

別紙

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容	措置の内容
小規模企業者等 設備導入資金貸 付金等特別会計	<p>(ア) 債権の保全状況～譲渡担保 (指摘)</p> <p>調査対象の貸付金のうち2件について、いずれも譲渡担保の設定後における担保物件の保全管理や、現物の状況把握が不十分である。譲渡担保は債権保全のための重要な動産であり、担保設定後の管理を十分に行う必要がある。</p> <p>以下に指摘する2件については、譲渡担保の現状と、担保物件の処分による債権回収の可能性を早急に調査検討し、担保物件処分等による回収可能性の有無を明確にすべきである。また、処分等による回収の可能性が認められる場合、早急に対応措置を実行すべきである。</p> <p>なお、いずれの事例においても、本来は、滞納が発生した時点で速やかに譲渡担保契約に基づく担保物件の処分を検討実施すべきであったと考える。適時に担保物件の保全、処分換価がなされれば、たとえ一部分でも債権回収の早期化が図れたものと推察できる。</p> <p>今後、他の債権について譲渡担保による保全を行う場合には、延滞発生後、速やかに現物の差押を実施するなどの保全措置を実行することを徹底すべきである。少子高齢化により財政状態が厳しい状況の中で、貸付金という県の財産</p>	当貸付制度は既に終了し延滞債務の管理のみを行っておりますが、今後、同様の貸付制度を創設する際には、滞納が発生した時点で速やかに譲渡担保契約に基づく担保物件の処分を検討し、譲渡担保による保全を行う場合には現物の差押を実施するなどの保全措置の徹底を図ります。

である債権の保全を図るために、これまでより一層の回収努力が求められる部分であると考える。

(事例1)

本件は、担保の保全のため譲渡担保契約が昭和51年に締結されているにも拘わらず、債務不履行による譲渡担保物件の処分につき、処分の時期・方法・価格又は弁済充当の方法等の検討の有無については記録がなく不明である。本件は貸付年度・昭和51年度の案件で、滞納が昭和56年に発生し、30数年後の現在においても未回収残高が残っている。現時点においても県は当該担保物件の存在を把握していない状況である。

(事例2)

本件は、担保保全の見地から、譲渡担保契約が平成2年に締結されており、平成5年度より滞納が発生した。その後、平成8年度まで弁済実績がないにも拘わらず、現地調査は債務者が銀行取引停止処分を受けた後の平成11年に行われ、その際には譲渡担保物件の存在が特定できず、当該物件の不存在が確認できたに過ぎない。

また、この現地調査以前において、債務不履行による当該担保物件の処分に係る時期・方法・価格又は弁済充当の方法等の検討を行っていたか否かについては、記録がないため不明である。したがって、当該物件が平成11年の時点で既に処分されていたのか、又は除却・滅失等がなされたものかについて、県では把握していない。